

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、草加都市計画道路の変更（3・3・60号新和吉川線）についての理由を示したものです。

I. 草加都市計画区域における位置等

草加都市計画区域は、埼玉県南東部、都心から約20km圏内に位置しており、草加市、八潮市及び三郷市で構成する複合都市計画区域です。

区域内は、東武伊勢崎線及びつくばエクスプレスが南北方向に、JR武蔵野線が東西方向にそれぞれ通り、常磐自動車道、東京外かく環状道路、国道4号、国道298号等により、広域的なネットワークを形成しています。

今回変更する3・3・60号新和吉川線は、三郷市内を南北方向に接続する主要幹線道路として平成8年5月10日に決定された延長約3,000m、幅員27mの路線です。

II. 変更の必要性

三郷中央地区及び三郷インターチェンジ周辺地区の土地区画整理事業並びに武蔵野操車場跡地地区の開発行為等の進捗に伴い、各々の拠点を円滑に接続する路線の必要性が高まっています。そのため、これら拠点を接続する南北方向の道路ネットワークを構築すると共に、住民の利便性を促進するため、3・3・60号新和吉川線の終点部を北側に約560m延伸するものです。また、変更に合わせて車線数を4と決定します。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅員	内 容
3・3・60号 新和吉川線	約3,560m	4	27m	・約560m延伸する ・車線数を4車線に決定する

IV. 上位計画での位置付け

- ・ 草加都市計画：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成16年4月策定）

- （2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 2）主要な施設の配置の方針

- a．道路

- 都市内交通

- 市街地の形態及び土地利用動向さらには面的整備計画等との整合性を勘案しつつ、本区域内全体の道路網から都市計画道路の配置や都市計画道路の決定を検討し、各地区内外の円滑な交通処理のため、ネットワークとしての効率を高めるよう道路網を構築する。

- ・ 三郷市都市計画マスタープラン（平成13年3月策定）

- 3．部門別まちづくりの方針

- （2）道路交通体系整備の方針

- 1）道路体系の確立

- ③主要幹線道路・幹線道路・補助幹線道路の整備

- 拠点を相互に連絡する南北道路軸として、新和高須線、新和吉川線、三郷公園線、東西軸道路として、天神笹塚線、(仮)花和田線の整備を推進するとともに、武蔵野操車場跡地・周辺地域へのアクセス道路となる新和吉川線の構想路線部の実現化を図ります。

- ・ 三郷市道路体系見直し調査（平成14年3月）

- 5．幹線道路網計画

- （1）将来道路網の想定

- ②主要幹線道路

- 都市構造の南北方向の交流軸、バス走行区間：新和吉川線～新和高須線